《補助金　事務手続きの流れ》

事前相談　市農務課農政係へ

法手続き　市民農園整備促進法又は特定農地貸付法に基づく開設の場合は、
その「認定」又は「承認」
（農園利用方式による開設の場合は、法手続きは不要です。）

交付申請

〇提出期日　開設予定日の30日前まで
〇提出書類　**「補助金等交付申請書」**（様式第１）
「事業計画書」
収支予算書
〇添付資料　位置図（1/2500 都市計画基本図）
公図又は土地整理図
施設の計画平面図
土地の登記事項証明書（全部事項証明書）
事業費の見積書の写し
＊認定通知の写し（市民農園整備促進法による場合）
＊承認通知の写し（特定農地貸付法による場合）

交付決定　市　⇒　申請者　「補助金等交付決定通知書」

事業実施

実績報告

〇提出期日　次の期日の早い方
開設後20日以内又は当該年度の３月31日
〇提出書類　**「補助事業等実績報告書」**（様式第２）
「事業報告書」
〇添付資料　写真
事業費の請求書及び領収書の写し

交付請求

〇提出期日　市で実績報告内容を確認後
〇提出書類　**「補助金等交付請求書」**（様式第６）

運営状況報告　**（５年間　毎年度末までに「運営状況報告書」（様式任意）を提出）**